

絶縁用保護具・防具の定期自主検査について

定期自主検査対象品 と表記されている製品は、厚生労働省の検定を取得した製品です。

この対象製品は、労働安全衛生規則351条（絶縁用保護具等の定期自主検査）に基づき、6ヶ月以内に1回、事業者が定期自主検査を実施することが定められています。

労働安全衛生規則（抜粋）

第351条（絶縁用保護具等の定期自主検査）

事業者は、第348条第1項各号に掲げる絶縁用保護具等（同項第5号に掲げるものにあつては、交流で300ボルトを越える低圧の充電電路に用いられるものに限る。以下この条において同じ。）については6月以内ごとに1回、定期に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。ただし、6月を越える期間使用しない期間においては、この限りでない。

4. 事業者は、第1項又は第2項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、3年間保存しなければならない。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

弊社では定期自主検査を受託しておりませんが、外部試験機関等をご紹介させて頂いておりますので、弊社各拠点、またはお問い合わせフォームよりご連絡下さい。

また、弊社直営のECサイトでも定期自主検査を受託しておりますので、合わせてご確認ください。

電工プロ用品館：<http://since1934.shop11.makeshop.jp/shopbrand/ct92/>

大阪支店	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4-5-21	TEL:06(6532)0161
東京支店	〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-13	TEL:03(3563)5611
名古屋支店	〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉3-28-8	TEL:052(931)2551
広島支店	〒730-0813 広島県広島市中央区住吉19-10	TEL:082(247)2678
九州支店	〒815-0082 福岡県福岡市南区大楠3-4-7	TEL:092(526)6111
仙台営業所	〒983-0044 宮城県仙台市宮城野区宮千代3-9-2	TEL:022(235)0288
四国営業所	〒761-0312 香川県高松市東山崎町462-1	TEL:087(847)2022

お問い合わせフォーム：<http://www.yotsugi.co.jp/inquiry>